



県紋章

# 群馬県報



つる舞う形の群馬県／上毛かるた

令和8年1月23日（金） 第10365号

## ■ 目 次

ページ

### 公 告

○土地改良区役員の就任の届出（農村整備課）	2
○土地改良区の定款変更認可（同）	2
○都市計画用途地域の変更に係る縦覧（都市計画課）	2
○都市計画地区計画の変更に係る縦覧（同）	2
○都市計画用途地域の変更に係る縦覧（同）	3
○同	3
○同	3
○都市計画地区計画の変更に係る縦覧（同）	3
○同	4
○同	4
○同	4

### 選挙管理委員会告示

○政見放送及び経歴放送実施規程に基づく政見放送の回数等の告示	5
○個人演説会、政党演説会又は政党等演説会の施設の指定の告示の一部改正	5

### 正 誤

○令和7年12月12日群馬県告示第272号（税務課）	6
----------------------------	---

## ■ 公 告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により次のとおり土地改良区役員の就任の届出があったので、同条第19項の規定により公告する。

令和8年1月23日

群馬県知事 山本一太

土地改良区名	理 事 監 事 の 別	区 分	役 員 氏 名	住 所
中之条沢田用水	監 事	再 任	唐澤豊	吾妻郡中之条町大字西中之条613番地
	同	同	関本隆一	同 同 大字折田2067番地
	同	新 任	本多守	同 同 大字下沢渡甲422番地

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により保美土地改良区の定款の変更を令和8年1月9日に認可したので、同条第3項の規定により公告する。

令和8年1月23日

群馬県知事 山本一太

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、玉村都市計画用途地域の変更の図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和8年1月23日

群馬県知事 山本一太

- 1 都市計画の種類及び名称 玉村都市計画用途地域 文化センター東地区
- 2 都市計画の変更年月日 令和7年12月26日
- 3 縦覧場所 群馬県県土整備部都市計画課及び玉村町都市建設課

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、玉村都市計画地区計画の変更の図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和8年1月23日

群馬県知事 山本一太

- 1 都市計画の種類及び名称 玉村都市計画地区計画 文化センター東地区

- 
- 2 都市計画の変更年月日 令和7年12月26日
  - 3 縦覧場所 群馬県国土整備部都市計画課及び玉村町都市建設課
- 

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、館林都市計画用途地域の変更の図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和8年1月23日

群馬県知事 山本 一太

- 1 都市計画の種類及び名称 館林都市計画用途地域 館林渡瀬南部第二産業団地地区
  - 2 都市計画の変更年月日 令和7年12月26日
  - 3 縦覧場所 群馬県国土整備部都市計画課及び館林市都市建設部都市計画課
- 

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、館林都市計画用途地域の変更の図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和8年1月23日

群馬県知事 山本 一太

- 1 都市計画の種類及び名称 館林都市計画用途地域 明和町役場庁舎西地区
  - 2 都市計画の変更年月日 令和7年12月26日
  - 3 縦覧場所 群馬県国土整備部都市計画課及び明和町都市建設課
- 

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、館林都市計画用途地域の変更の図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和8年1月23日

群馬県知事 山本 一太

- 1 都市計画の種類及び名称 館林都市計画用途地域 千代田下中森地区
  - 2 都市計画の変更年月日 令和7年12月26日
  - 3 縦覧場所 群馬県国土整備部都市計画課及び千代田町都市整備課
- 

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、館林都市計画地区計画の変更の図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20

条第2項の規定により次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和8年1月23日

群馬県知事 山本一太

- 1 都市計画の種類及び名称 館林都市計画地区計画 渡瀬南部地区
  - 2 都市計画の変更年月日 令和7年12月26日
  - 3 縦覧場所 群馬県国土整備部都市計画課及び館林市都市建設部都市計画課
- 

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、館林都市計画地区計画の変更の図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和8年1月23日

群馬県知事 山本一太

- 1 都市計画の種類及び名称 館林都市計画地区計画 館林渡瀬南部第二産業団地地区
  - 2 都市計画の変更年月日 令和7年12月26日
  - 3 縦覧場所 群馬県国土整備部都市計画課及び館林市都市建設部都市計画課
- 

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、館林都市計画地区計画の変更の図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和8年1月23日

群馬県知事 山本一太

- 1 都市計画の種類及び名称 館林都市計画地区計画 明和町役場庁舎西地区
  - 2 都市計画の変更年月日 令和7年12月26日
  - 3 縦覧場所 群馬県国土整備部都市計画課及び明和町都市建設課
- 

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、館林都市計画地区計画の変更の図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和8年1月23日

群馬県知事 山本一太

- 1 都市計画の種類及び名称 館林都市計画地区計画 千代田下中森地区
- 2 都市計画の変更年月日 令和7年12月26日
- 3 縦覧場所 群馬県国土整備部都市計画課及び千代田町都市整備課

## ■ 選挙管理委員会告示

### ◎群馬県選挙管理委員会告示第1号

政見放送及び経歴放送実施規程（平成6年自治省告示第165号）第2条第7項の規定により、第51回衆議院議員総選挙における衆議院小選挙区選出議員選挙で候補者届出政党が政見放送を行うことができる基幹放送事業者及び当該基幹放送事業者の放送設備により行うことができる政見放送の回数を次のとおり定める。

令和8年1月23日

群馬県選挙管理委員会委員長 片野清明

届出候補者の数	テレビジョン放送		ラジオ放送	
	基幹放送事業者名	回数	基幹放送事業者名	回数
1人又は2人	群馬テレビ株式会社	1	株式会社エフエム群馬	1
3人から5人まで	群馬テレビ株式会社	2	株式会社エフエム群馬	1

### ◎群馬県選挙管理委員会告示第2号

個人演説会、政党演説会又は政党等演説会の施設の指定の告示（令和3年群馬県選挙管理委員会告示第30号）の一部を次のように改正する。

令和8年1月23日

群馬県選挙管理委員会委員長 片野清明

表富岡市選挙管理委員会の項に次のように加える。

富岡市七日市黒川地域づくりセンター	富岡市七日市756-1
富岡市富岡地域づくりセンター	富岡市富岡1775-2
富岡市東富岡地域づくりセンター	富岡市曾木119
富岡市黒岩地域づくりセンター	富岡市上黒岩174
富岡市一ノ宮地域づくりセンター	富岡市一ノ宮1702
富岡市高瀬地域づくりセンター	富岡市中高瀬815
富岡市額部地域づくりセンター	富岡市南後箇1183
富岡市小野地域づくりセンター	富岡市白岩608-6
富岡市吉田地域づくりセンター	富岡市中沢183
富岡市妙義地域づくりセンター	富岡市妙義町上高田1195-1
富岡市妙義地域づくりセンター分館	富岡市妙義町下高田762-1
富岡市吉田体育館	富岡市南蛇井275
富岡市丹生体育館	富岡市上丹生3-1
富岡市生涯学習センター	富岡市七日市400-1

## ■ 正 誤

## ○告示正誤

令和7年12月12日群馬県告示第272号（個人の県民税に係る控除対象寄附金等の指定の告示の一部改正）

発行番号	ページ	行	誤	正
第10355号	3	7	社会福祉法人 Cha Cha Ch i l d r e n & C o	社会福祉法人 Cha Cha Ch i l d r e n & C o.

毎週火、金曜日発行

発行 群馬県

群馬県前橋市大手町一丁目1番1号

電話 027-223-1111